

令和7年第1回港区議会定例会 議案の概要

港 区

令和7年第1回港区議会定例会議案件名一覧

議案39件

議案第 2号	港区長の在任期間に関する条例（新規）	1
議案第 3号	港区長の退職手当の特例に関する条例（新規）	2
議案第 4号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	3
議案第 5号	港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	4
議案第 6号	港区職員定数条例の一部を改正する条例	5
議案第 7号	港区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例	6
議案第 8号	港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第 9号	港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	8
議案第10号	港区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例	9
議案第11号	港区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	10
議案第12号	港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	12
議案第13号	港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例	13
議案第14号	港区道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例	14
議案第15号	港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	15
議案第16号	港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例の一部を改正する条例	16
議案第17号	港区地域優良賃貸住宅条例（新規）	17
議案第18号	港区特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例	18
議案第19号	港区立住宅条例の一部を改正する条例	19
議案第20号	港区立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例	20
議案第21号	港区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	21
議案第22号	港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	22
議案第23号	港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	23
議案第24号	港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	24

議案第25号	港区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（新規）	25
議案第26号	港区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	26
議案第27号	港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	27
議案第28号	港区長選挙における記号式投票に関する条例を廃止する条例	28
議案第29号	令和6年度港区一般会計補正予算（第8号）	29
議案第30号	令和6年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第2号）	29
議案第31号	令和6年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第1号）	29
議案第32号	令和7年度港区一般会計予算	29
議案第33号	令和7年度港区国民健康保険事業会計予算	29
議案第34号	令和7年度港区後期高齢者医療会計予算	29
議案第35号	令和7年度港区介護保険会計予算	29
議案第36号	工事請負契約の承認について（港区立西麻布二丁目児童遊園整備工事）	30
議案第37号	工事請負契約の承認について（港区立赤羽小学校連絡通路等整備工事）	31
議案第38号	工事請負契約の承認について（港区立御田小学校新築に伴う電気設備工事）	32
議案第39号	工事請負契約の承認について（港区立御田小学校新築に伴う機械設備工事）	33
議案第40号	指定管理者の指定について（港区立みなと芸術センター）	34

追加議案9件

港区教育委員会委員の任命の同意について	35
人権擁護委員候補者の推薦について	35
人権擁護委員候補者の推薦について	35
人権擁護委員候補者の推薦について	35
人権擁護委員候補者の推薦について	35
人権擁護委員候補者の推薦について	35
人権擁護委員候補者の推薦について	36
人権擁護委員候補者の推薦について	36
人権擁護委員候補者の推薦について	36

(参考)

議 案 39件			
条 例	27件	内訳 新規制定 一部改正 廃 止	4件 22件 1件
予 算	7件	内訳 令和6年度補正予算 令和7年度予算	3件 4件
その他	5件	内訳 工事請負契約の承認 指定管理者の指定	4件 1件

追加議案 9件			
人 事 案 件	9件	内訳 教育委員会委員の任命の同意 人権擁護委員候補者の推薦	1件 8件

令和7年第1回港区議会定例会議案の概要

議案第2号

【総務部総務課】

港区長の在任期間に関する条例（新規）

本案は、現区長の在任期間の上限を定めるものです。

【条例の内容】

現区長に限り、区長の職に連続して3期を超えて在任しないものとします。

【施行期日】

公布の日

港区長の退職手当の特例に関する条例（新規）

本案は、現区長の退職手当を減額するものです。

【条例の内容】

現区長に限り、支給される退職手当の額を2割減額します。

※試算例：区長1期4年の退職手当（令和7年2月時点の給料月額から算定）

2,286万4,876円－457万2,975.2円（2割減額）

= 1,829万1,900円（減額後退職手当額（端数切捨て））

【施行期日】

公布の日

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

本案は、「刑法」の一部改正に伴い、関係条例の規定を改めるものです。

【法改正の背景】

刑法が改正され、懲役及び禁錮を廃止し、これに代わるものとして、「拘禁刑」が創設されました。

【条例改正の内容】

各条例で引用している「懲役」又は「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

【施行期日】

令和 7 年 6 月 1 日

【関連条例一覧】

1	港区個人情報保護に関する法律施行条例
2	港区職員の分限に関する条例
3	港区職員の給与に関する条例
4	港区プールの衛生管理に関する条例
5	港区幼稚園教育職員の給与に関する条例

※このほか、議案第 12 号（港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）においても、本件と同様の内容を含む条例の一部改正を行います。

港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するほか、区における個人番号を利用することができる事務の追加等をするものです。

【条例改正の背景】

マイナンバーカードに係る機能をスマートフォンに搭載し、スマートフォンだけでマイナンバーカードと同様に本人確認ができる仕組みの創設等を内容とする法改正が行われました。また、行政手続の利便性を向上させるため、区における個人番号を利用する事務の追加等をするため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

- ①条例で引用している法律の条項番号を変更します。
- ②区における個人番号を利用することができる事務に、出産費用助成に関する事務及び私立幼稚園等保育料補助に関する事務を追加します。
- ③児童育成手当の支給に関する事務等において利用することができる特定個人情報を追加します。
- ④その他規定の整備

【施行期日】

令和 7 年 4 月 1 日

港区職員定数条例の一部を改正する条例

本案は、行政需要の増加等及び学校用務業務の委託の取組結果を踏まえ、職員の定数を改定するものです。

【条例改正の背景】

今後の人口増や行政需要の増加に対応するとともに、より柔軟で即応的な配置を可能とするため、区長の事務部局、教育委員会の事務部局等の職員定数※を増員します。

また、順次進めている学校用務業務の委託化の取組結果を踏まえ、学校の事務部局の職員定数を減員するため、条例を改正します。

※職員定数とは、臨時又は非常勤の職を除いた職員の任用できる上限をいいます。

【条例改正の内容】

職員の定数を次のとおり改定します。

区 分	現 行	改正案	増 減
区長の事務部局の職員	1, 8 5 5 人	2, 0 6 3 人	+ 2 0 8 人
教育委員会の事務部局の職員	1 0 8 人	1 2 2 人	+ 1 4 人
教育委員会の所管に属する学校の職員	1 8 8 人	1 6 5 人	- 2 3 人
その他	2 9 人	3 0 人	+ 1 人
全 体	2, 1 8 0 人	2, 3 8 0 人	+ 2 0 0 人

【施行期日】

令和 7 年 4 月 1 日

港区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会からの意見の申出を踏まえ、特定任期付職員採用制度を導入するものです。

【条例改正の背景】

行政需要の高度化やDX推進などの高まりに伴い、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して遂行することが特に必要とされる業務について、特定任期付職員採用制度を導入するため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

①条例の題名を変更します。

港区の一般職の任期付職員の採用に関する条例

→ 港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

②特定任期付職員※の採用及び給与について定めます。

※特定任期付職員とは、一般任期付職員とは異なり、弁護士など行政内部での育成が困難な業務に従事させるために採用する者をいいます。

【施行期日】

令和7年4月1日

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、変形労働時間制を導入するとともに、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正を踏まえ、職員の超過勤務の制限の対象となる者の範囲の拡大等をするほか、子育て部分休暇を導入するものです。

【条例改正の背景】

ワーク・ライフ・バランスの推進を目的として、公務の運営に支障がない範囲において、職員の申告に基づく4週間を単位とする変形労働時間制※を導入します。また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、仕事と育児、介護との両立支援及び柔軟な働き方を一層推進するため、条例を改正します。

※変形労働時間制においては、4週間を1つの単位期間として、職員の申告に基づき、4週間の勤務時間の合計が155時間となるよう時間を割り振って勤務することや、4週間に付き2日以内で週休日を追加することを可能とします。

【条例改正の内容】

- ①管理職員及び特別に定める職員に限り、変形労働時間制による勤務を可能とします。
- ②満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子のある職員から当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、当該職員に超過勤務をさせてはならないこととします。
- ③小学校に就学している子を養育する職員は、1日につき2時間を超えない範囲で子育て部分休暇を取得できることとします。
- ④職員から介護の申出があった場合における意向確認等及び介護両立支援制度等の利用に係る措置を定めます。
- ⑤その他規定の整備

【施行期日】

令和7年4月1日

港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、部分休業の承認範囲を子育て部分休暇の取得時間の範囲内とするものです。

【条例改正の背景】

子育て部分休暇を取得する職員に対する部分休業※を承認できる時間について、育児時間又は介護時間の休暇を取得している場合の取扱いとの均衡を図るため、条例を改正します。

※部分休業とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が1日につき2時間を超えない範囲内において勤務時間の一部を勤務しないことができることをいいます。

【条例改正の内容】

部分休業を承認できる時間について、子育て部分休暇の取得時間数を減じた時間の範囲内とします。

【施行期日】

令和7年4月1日

港区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例

本案は、「国家公務員等の旅費に関する法律」の一部改正等に伴い、区長等に支給する旅費の種類等を変更するものです。

【法改正の背景】

国家公務員等の旅費制度について、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しや、国費の適正な支出を図るための規定を整備するなどの措置を講ずるため、国家公務員等の旅費に関する法律の改正等が行われました。

【条例改正の内容】

- ①区長等、区議会議員、行政委員会の委員等及び常勤の監査委員に支給する旅費の種類を変更します。

(現 行) 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費

(改正案) 鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費

- ②教育長に支給する旅費の種類を改めます。

(現 行) 港区職員の旅費に関する条例第6条に掲げるもの※

※鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当

(改正案) 鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費

- ③区長等に支給する旅費の額について、引用している法令を変更します。

国家公務員等の旅費に関する法律

→ 国家公務員等の旅費に関する法律施行令

- ④その他規定の整備

【施行期日】

令和7年4月1日

【改正する条例一覧】

1	港区長等の給料等に関する条例
2	港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
3	港区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例
4	港区教育委員会教育長の給与等に関する条例
5	港区常勤の監査委員の給与等に関する条例

港区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

本案は、職員に支給する旅費の種類及び支給額等を改定するものです。

【条例改正の背景】

旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しや、国費の適正な支出を図ることとして改正された国家公務員等の旅費制度の内容を踏まえ、区の職員に支給する旅費について見直しを行います。

【条例改正の内容】

①旅費の種類及び支給額について、次のとおり改定します。

現 行		改 正 案	
種 類	支給額	種 類	支給額
鉄道賃	実費	鉄道賃	実費
船賃	実費	船賃	実費
航空賃	実費	航空賃	実費
車賃	一部定額	その他の交通費	実費
日当	定額	宿泊手当	定額
宿泊料	上限付き実費	宿泊費	上限付き実費
—	—	包括宿泊費【新設】	実費
食卓料	定額	【廃止】	—
移転料	実費	転居費	実費
着後手当	定額	着後滞在費	上限付き実費
扶養親族移転料	定額	家族移転費	実費
旅行雑費	実費	渡航雑費	実費
支度料	定額	【廃止】	—
死亡手当	定額	死亡手当	定額

②1泊につき支給する宿泊費の上限額を、内国旅行の場合は1万9,000円、外国旅行の場合は5万9,000円とします。

③1泊につき支給する宿泊手当の上限額を、内国旅行の場合は2,400円、外国旅行の場合は5,400円とします。

④死亡手当の支給額を46万円から93万円に引き上げます。

⑤その他規定の整備

⑥以下の条例において引用している港区職員の旅費に関する条例に定める旅費の種類等を変更します。

1	港区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例
2	港区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例
3	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例
4	港区選挙管理委員会、議会及び監査委員に出頭する者並びに公聴会に参加する者等の費用弁償条例
5	港区建築審査会条例

【施行期日】

令和7年4月1日

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「雇用保険法」の一部改正に伴い就業促進手当に係る規定を改めるとともに、地域延長給付の期間を延長するほか、「刑法」の一部改正に伴い条例で引用している用語を改めるものです。

【法改正の背景】

支給実績や人手不足の状況等における各手当の在り方を踏まえて、就業促進手当^{※1}のうち就業手当^{※2}を廃止するとともに、令和7年3月31日までとする雇止めを受けた離職者に対する地域延長給付^{※3}の措置期間を2年間延長するなどの雇用保険法の改正が行われました。

また、刑法が改正され、懲役及び禁錮を廃止し、これに代わるものとして、「拘禁刑」が創設されました。

- ※1 就業促進手当とは、失業者の早期の再就職を促進することを目的として給付する手当をいいます。
- ※2 就業手当とは、就業促進手当のうち、安定した職業以外の職業に再就職した者に対して給付される手当をいいます。
- ※3 地域延長給付とは、解雇や労働契約が更新されなかったことなどによる離職者について、雇用情勢が悪い地域に居住し、必要と認められた場合に所定の給付日数を超えて、基本手当の給付が原則60日間延長されることをいいます。

【条例改正の内容】

- ①就業手当に係る規定を削除します。
- ②地域延長給付の支給対象となる期間を2年間延長します。
- ③条例で引用している「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

【施行期日】

- ①及び②については令和7年4月1日、③については同年6月1日

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

本案は、「建築基準法」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の一部改正に伴い、手数料の新設等をするものです。

【条例改正の背景】

建築物分野での省エネルギー対策を徹底するため、全ての新築住宅・非住宅について省エネルギー基準への適合を義務付けるなどの建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正が行われました。

また、省エネルギー基準への適合等に伴い、構造安全性の基準への適合を確実に担保するため、構造関係規定に関する審査が必要な建築物の対象範囲を拡大するなどの建築基準法の改正が行われました。

これら踏まえ、区が行う建築基準法に基づく確認申請等や建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく審査などの手数料を変更するため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

- ①500㎡以下の建築物に関する確認申請、完了検査等の手数料を引き上げます。
- ②低炭素建築物新築等計画認定申請等の手数料を引き上げるとともに、建築物エネルギー消費性能適合性判定における評価方法に合わせて申請区分を変更します。
- ③確認申請等の審査の中で行う建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料を新設します。
- ④建築物エネルギー消費性能適合性判定等の手数料を引き上げるとともに、住宅及び小規模な非住宅等についての適合性判定手数料を新設します。
- ⑤建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等の手数料を引き上げるとともに、建築物エネルギー消費性能適合性判定における評価方法に合わせて申請区分を変更します。
- ⑥建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料を廃止します。
- ⑦その他規定の整備

【施行期日】

令和7年4月1日

港区道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例

本案は、固定資産税評価額の改定を踏まえ、道路占用料、公園占用料及び上下水道施設上部利用公園占用料を改定するものです。

【条例改正の背景】

令和 6 年 1 月 1 日付けで固定資産税評価額が改定され、港区の固定資産税評価額の総地目平均は、令和 3 年から約 6.5 パーセントの上昇となりました。道路占用料等の額は、固定資産税評価額を算定基礎としており、改定された固定資産税評価額をもとに算定した新たな占用料を徴収するため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

港区の固定資産税評価額の改定を踏まえ、道路占用料、公園占用料及び上下水道施設上部利用公園占用料をそれぞれ引き上げます。

【施行期日】

令和 7 年 4 月 1 日

【改正する条例一覧】

1	港区道路占用料等徴収条例
2	港区立公園条例
3	港区立上下水道施設上部利用公園条例

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

本案は、都市計画が変更された六本木・虎ノ門地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるものです。

【六本木・虎ノ門地区の街づくりの概要】

本地区は、桜田通りや麻布通りなどに囲まれた地区の中央に位置し、安全で住みよい、うるおいとやすらぎに満ちた都市空間を創出することを地区の目標としています。道路ネットワークや歩行者ネットワークの形成を図り、緑あふれる地域全体の魅力を活かしながら、国際交流拠点にふさわしい、誰もが快適に暮らせるまちづくりが進められています。

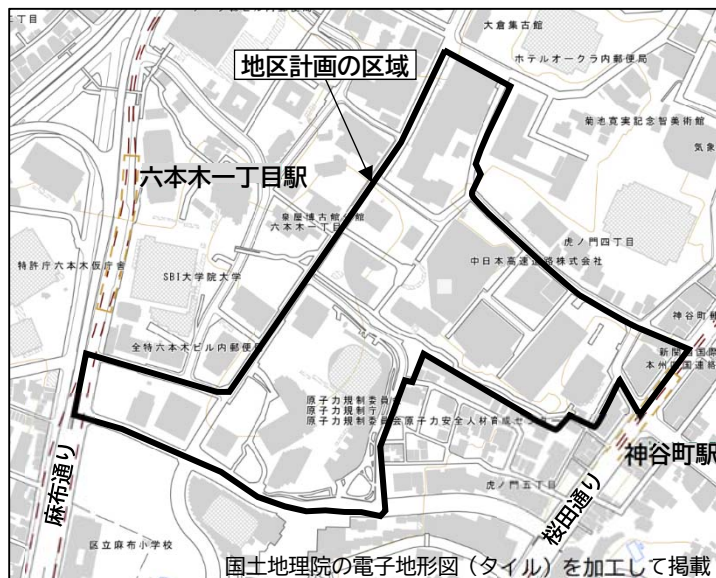
【条例改正の内容】

- ・地区整備計画の区域について、条例で引用している東京都告示番号を変更します。
- ・計画地区に新たに「D街区」を加え、建築してはいけない建築物、建築物の壁面の位置及び建築物の高さの最高限度を定めます。

【施行期日】

公布の日

【位置図】



議案第16号

【環境リサイクル支援部地球温暖化対策担当】

港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」等の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するものです。

【法改正の背景】

建築物分野での省エネルギー対策を徹底するため、全ての新築住宅・非住宅について省エネルギー基準への適合を義務付けるなどの建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正が行われました。

【条例改正の内容】

条例で引用している建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の条項番号を変更します。

【施行期日】

令和7年4月1日

港区地域優良賃貸住宅条例（新規）

本案は、地域優良賃貸住宅シティハイツ高浜を設置するため、新たに条例を制定するものです。

【条例制定の背景】

特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜を含むカナルサイド高浜については、令和2年7月から建替工事を実施しており、建替後の建物には住宅確保要配慮者※に向けた地域優良賃貸住宅を整備することとしています。令和7年10月の建物しゅん工に向け、地域優良賃貸住宅シティハイツ高浜の設置に際して必要な事項を定めるため、条例を制定します。

※住宅確保要配慮者とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に定める高齢者、障害者、子どもを養育している者など住宅の確保に配慮を要する者をいいます。

【条例の主な内容】

- ①地域優良賃貸住宅の名称、位置等を定めます。
- ②使用者の募集方法、申込者の資格及び使用手続について定めます。
- ③使用料及び使用者負担額について定めます。
- ④指定管理者に関する事項について定めます。
- ⑤特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜の除却に伴い、他の区民向け住宅に仮移転している使用者が地域優良賃貸住宅シティハイツ高浜に新たに居住する場合において、新たに居住する住宅の使用料が従前の使用料を超える際の使用料の減額について定めます。

【施行期日】

①から③まで及び⑤については、区規則で定める日（①については令和8年1月1日予定、②、③及び⑤については、令和7年6月1日予定）

④については、公布の日

【位置図】



港区特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

本案は、特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜を廃止するほか、特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜の除却により、転居先として他の特定公共賃貸住宅を使用する場合の使用料の特例を定めるものです。

【条例改正の背景】

特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜については、令和 2 年 7 月から建替工事を実施しており、建替後の建物には住宅確保要配慮者に向けた地域優良賃貸住宅を整備することから、特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜を廃止します。また、特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜の除却に伴い、使用者が他の特定公共賃貸住宅に移転した場合の使用料の激変緩和を図るため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

- ①特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜（港区港南一丁目 1 番 27 号）を廃止します。
- ②特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜の除却に伴い、他の区民向け住宅に仮移転している使用者が転居先として他の特定公共賃貸住宅の使用を許可された場合において、新たに居住する住宅の使用料が従前の使用料を超える際の使用料の減額について定めます。
- ③その他規定の整備

【施行期日】

- ①及び②については、区規則で定める日（①については令和 8 年 4 月 1 日予定、②については令和 7 年 6 月 1 日予定）
- ③については、公布の日

港区立住宅条例の一部を改正する条例

本案は、特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜の除却により、転居先として区立住宅を使用する場合の使用料の特例を定めるものです。

【条例改正の背景】

特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜の除却に伴い、使用者が区立住宅に移転した場合の使用料の激変緩和を図るため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

- ①特定公共賃貸シティハイツ高浜の除却に伴い、他の区民向け住宅に仮移転している使用者が転居先として区立住宅の使用を許可された場合において、新たに居住する住宅の使用料が従前の使用料を超える際の使用料の減額について定めます。
- ②その他規定の整備

【施行期日】

- ①については、区規則で定める日（令和7年6月1日予定）
- ②については、公布の日

港区立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例

本案は、「児童福祉法」の一部改正を踏まえ、母子生活支援施設が行う事業に妊産婦等生活援助事業を追加するものです。

【条例改正の背景】

孤立や貧困、DVや若年妊娠などの複合的な問題を抱え、出産後の養育について、出産前から支援を行うことが特に必要な妊婦（以下「特定妊婦」といいます。）に対する支援の強化として妊産婦等生活援助事業※を新たに創設する児童福祉法の改正が行われました。

区においても、子ども家庭支援センターが受理した特定妊婦の相談件数は、増加しており、安心して子どもを生み育てることができる支援体制を構築するため、母子生活支援施設を活用し、妊産婦等生活援助事業を実施します。

※妊産婦等生活援助事業では、特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携などを行います。

【条例改正の内容】

- ①母子生活支援施設で実施する事業に妊産婦等生活援助事業を加えます。
- ②妊産婦等生活援助事業の実施に必要な規定を整備します。

【施行期日】

令和7年4月1日

港区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

本案は、公衆浴場の浴槽水の水質基準を変更するものです。

【条例改正の背景】

条例で定める入浴者の衛生及び風紀に必要な措置等の基準のうち、公衆浴場で使用する水の衛生管理については、国が示す「公衆浴場における水質基準等に関する指針」をもとに基準を定めています。

水質検査の技術の進歩などを踏まえ、国の指針が改正され、公衆浴場における水質基準の指標について、よりの確に汚染を捉えることができる指標に見直しがなされたことから、条例を改正します。

【条例改正の内容】

浴槽水の水質基準の指標を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に変更します。

【施行期日】

令和7年4月1日

**議案第２２号 【子ども家庭支援部子ども政策課、児童相談所児童相談課及び
保健福祉支援部障害者福祉課】
港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改
正する条例**

本案は、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の一部改正を
踏まえ、児童福祉施設等の職員の配置基準を変更するものです。

【省令改正の背景】

管理栄養士養成施設卒業者の負担軽減を図るため、管理栄養士国家試験の受験資格が見直され、管理栄養士養成施設卒業者が管理栄養士国家試験を受ける場合は、栄養士の免許を取得することを不要とする栄養士法の改正が行われました。

これにより、児童福祉施設等における職員の配置基準に、栄養士免許を有しない管理栄養士を加える省令改正が行われました。

【条例改正の内容】

職員の配置基準について、栄養士免許を有しない管理栄養士であっても基準を満たすことができることとします。

【施行期日】

令和７年４月１日

【改正する条例一覧】

1	港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
2	港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
3	港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
4	港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

本案は、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、家庭的保育事業等の実施に係る要件を変更するものです。

【省令改正の背景】

家庭的保育事業者等における連携施設※の確保が進んでいないことから、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正され、連携施設の確保に係る要件緩和が図られました。

また、管理栄養士養成施設卒業者が管理栄養士国家試験を受ける場合において、栄養士の免許を取得することを不要とする栄養士法の改正を踏まえ、栄養士免許を有しない管理栄養士であっても基準を満たすことができることとする省令改正が行われました。

※連携施設とは、家庭的保育事業等の利用児童に対する保育内容の支援、代替保育の提供及び卒園後の受け皿の確保について、連携協力を行う保育所等の施設をいいます。

【条例改正の内容】

- ①保育内容の支援に係る連携施設の確保が著しく困難な場合であって、一定の要件を満たす場合には、連携施設を確保しないことができることとします。
- ②代替保育に係る連携施設の確保について、区長が必要な措置を講じてもお連携協力を行う者の確保が著しく困難な場合においても、連携施設を確保しないことができることとします。
- ③栄養士による献立指導等について、栄養士免許を有しない管理栄養士であっても基準を満たすことができることとします。

【施行期日】

令和7年4月1日

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、特定地域型保育事業の実施に係る要件を緩和するものです。

【省令改正の背景】

特定地域型保育事業者における連携施設の確保が進んでいないことから、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正され、連携施設の確保に係る要件緩和が図られました。

【条例改正の内容】

- ①保育内容の支援に係る連携施設の確保が著しく困難な場合であって、一定の要件を満たす場合には、連携施設を確保しないことができることとします。
- ②代替保育に係る連携施設の確保について、区長が必要な措置を講じてもなお連携協力を行う者の確保が著しく困難な場合においても、連携施設を確保しないことができることとします。

【施行期日】

令和7年4月1日

港区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（新規）

本案は、「児童福祉法」の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものです。

【条例制定の背景】

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、児童福祉法が改正され、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度として、乳児等通園支援事業が定められました。また、区市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例により基準を定めなければならないこととされました。

これを踏まえ、区の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定します。

※乳児等通園支援事業の通称は、「こども誰でも通園制度」です。

【条例の主な内容】

- ①乳児等通園支援事業における人権配慮や外部評価の実施などの一般原則について定めます。
- ②非常災害対策、安全計画の策定等に関する事項について定めます。
- ③衛生管理等及び食事に関する事項について定めます。
- ④乳児等通園支援事業を、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園事業に区分し、それぞれの設備の基準及び職員配置基準を定めます。

【施行期日】

令和7年4月1日

港区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

本案は、「子ども・子育て支援法」の一部改正に伴い、乳児等通園支援の利用定員を定めようとするときに区長に意見を述べることを港区子ども・子育て会議の所掌事項とするものです。

【法改正の背景】

子ども・子育て支援法が改正され、認可を受けた乳児等通園支援事業者が乳児等支援給付費の支給対象であることを区市町村長が確認する際において、区市町村長が乳児等通園支援の利用定員を定めるときは、子ども・子育て会議などへの意見聴取を行うことが義務付けられました。

【条例改正の内容】

港区子ども・子育て会議の所掌事項に、乳児等通園支援事業等の利用定員を定めようとするときに区長に意見を述べることを追加します。

【施行期日】

令和7年4月1日

議案第27号

【教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課】

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正を踏まえ、職員の超過勤務の制限の対象となる者の範囲の拡大等をするほか、子育て部分休暇を導入するものです。

【条例改正の背景】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、仕事と育児、介護との両立支援及び柔軟な働き方を一層推進するため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

- ①満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子のある幼稚園教育職員から当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、当該職員に超過勤務をさせてはならないこととします。
- ②小学校に就学している子を養育する幼稚園教育職員は、1日につき2時間を超えない範囲で子育て部分休暇を取得できることとします。
- ③幼稚園教育職員から介護の申出があった場合における意向確認等及び介護両立支援制度等の利用に係る措置を定めます。
- ④その他規定の整備

【施行期日】

令和7年4月1日

港区長選挙における記号式投票に関する条例を廃止する条例

本案は、港区長選挙における記号式投票を廃止するものです。

【条例廃止の背景】

港区長選挙においては、投票率の向上及び開票作業の効率化を目的として記号式投票を導入していますが、令和6年7月7日執行の東京都知事選挙において想定を大幅に上回る立候補者があり、今後の港区長選挙でも同様の状況となった場合、現行の記号式による投票用紙の規格では対応が困難となることから、投開票事務に著しい支障をきたすおそれがあります。

また、記号式投票の導入前と比較すると、投票率に大きな変化は見られず、自書式投票である期日前の投票者数が大幅に増加し、開票において記号式と自書式の2種類を処理することによって、開票に時間を要する状況となっています。

これらを踏まえ、港区長選挙における投票方法を記号式投票から自書式投票に変更します。

【条例の内容】

港区長選挙における記号式投票に関する条例を廃止します。

【施行期日】

公布の日

**議案第29号～第31号
令和6年度補正予算**

【企画経営部財政課】

議案第29号

令和6年度港区一般会計補正予算（第8号）

議案第30号

令和6年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

議案第31号

令和6年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第1号）

【内容】

上記3案の概要は、別表1のとおりです。

**議案第32号～第35号
令和7年度予算**

【企画経営部財政課】

議案第32号

令和7年度港区一般会計予算

議案第33号

令和7年度港区国民健康保険事業会計予算

議案第34号

令和7年度港区後期高齢者医療会計予算

議案第35号

令和7年度港区介護保険会計予算

【内容】

上記4案の概要は、別表2のとおりです。

工事請負契約の承認について（港区立西麻布二丁目児童遊園整備工事）

本案は、港区立西麻布二丁目児童遊園整備工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

【工事内容】

- 工事の規模 整備面積 914.61㎡
- 工事場所 港区西麻布二丁目18番9号
- 概要 港区立西麻布二丁目児童遊園を再整備するため、整備工事を実施します。

【工事場所】



【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 契約金額 3億2,768万1,035円
- 工期 契約締結の日の翌日から令和8年7月31日まで
- 契約の相手方 港区三田四丁目7番27号
株式会社日比谷アメニス

【児童遊園完成予定図】



工事請負契約の承認について（港区立赤羽小学校連絡通路等整備工事）

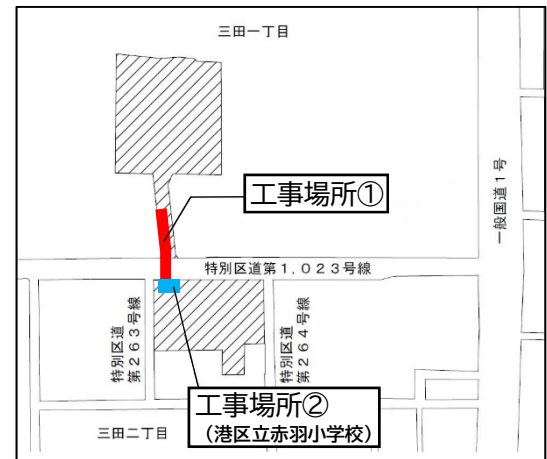
本案は、港区立赤羽小学校連絡通路等整備工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

【工事内容】

- 工事の規模
 - ①連絡通路延長工事
延長部分延べ66.71㎡
 - ②小学校校舎増築工事
増築部分延べ5.76㎡
- 工事場所
 - ①港区三田一丁目101番6外
 - ②港区三田二丁目6番2号
- 概要

港区立赤羽小学校校舎とグラウンドの敷地をつなぐ、道路上空の連絡通路等整備工事を実施します。

【工事場所】



【契約の概要】

- 契約方法

随意契約
- 契約金額

3億789万円
- 工期

契約締結の日の翌日から令和8年7月31日まで
- 契約の相手方

港区虎ノ門四丁目3番13号
日本国土・徳倉・谷沢建設共同企業体
(代表者) 日本国土開発株式会社東京支店
(構成員) 徳倉建設株式会社東京支店
(構成員) 谷沢建設株式会社

【連絡通路完成予定図】



工事請負契約の承認について（港区立御田小学校新築に伴う電気設備工事）

本案は、港区立御田小学校新築に伴う電気設備工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

【工事内容】

- 工事の規模 電力設備工事
通信・情報設備工事
受変電設備工事
発電設備工事

- 工事場所 港区三田四丁目17番3

- 概要 港区立御田小学校の新校舎の整備に伴う電気設備工事を実施します。

【工事場所】



【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 契約金額 9億5,216万円
- 工期 契約締結の日の翌日から令和10年11月10日まで
- 契約の相手方 港区白金二丁目5番12号
西山電気株式会社

【施設完成予定図】



工事請負契約の承認について（港区立御田小学校新築に伴う機械設備工事）

本案は、港区立御田小学校新築に伴う機械設備工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

【工事内容】

- 工事の規模 空気調和設備工事
給排水衛生設備工事
自動制御設備工事
消火設備工事
ガス設備工事
- 工事場所 港区三田四丁目17番3
- 概要 港区立御田小学校の新校舎の整備に伴う機械設備工事を実施します。

【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 契約金額 20億189万円
- 工期 契約締結の日の翌日から令和10年11月10日まで
- 契約の相手方 港区三田三丁目2番6号
エルゴテック・日設・富士建設共同企業体
（代表者）エルゴテック株式会社東京本店
（構成員）株式会社日設
（構成員）富士設備工業株式会社

指定管理者の指定について（港区立みなと芸術センター）

本案は、みなと芸術センターの指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立みなと芸術センター	港区浜松町二丁目3番5号

○指定管理者 港区赤坂四丁目18番13号公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団内

みなと文化パートナーズ

（代表団体） 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団

（構成団体） サントリーパブリシティサービス株式会社

○指定の期間 令和9年11月1日から令和19年3月31日まで

※令和9年11月1日に新たに開設する施設です。

【施設完成予定図】



(追加議案)
人事案件

○港区教育委員会委員の任命の同意について

本案は、令和7年3月31日で任期満了となる山内慶太委員の後任者について、任命の同意を求めるものです。

○人権擁護委員候補者の推薦について

本案は、令和7年1月31日に退任した脇奈穂子委員の後任候補者の推薦について、意見を求めるものです。

○人権擁護委員候補者の推薦について

本案は、令和7年6月30日で任期満了となる村田彰子委員の後任候補者の推薦について、意見を求めるものです。

○人権擁護委員候補者の推薦について

本案は、令和7年6月30日で任期満了となる藤本和子委員の後任候補者の推薦について、意見を求めるものです。

○人権擁護委員候補者の推薦について

本案は、令和7年6月30日で任期満了となる竹内陽治委員の後任候補者の推薦について、意見を求めるものです。

○人権擁護委員候補者の推薦について

本案は、令和7年6月30日で任期満了となる内藤恭三委員の後任候補者の推薦について、意見を求めるものです。

○人権擁護委員候補者の推薦について

本案は、令和7年6月30日で任期満了となる菊地まゆみ委員の後任候補者の推薦について、意見を求めるものです。

○人権擁護委員候補者の推薦について

本案は、令和7年6月30日で任期満了となる島田万里子委員の後任候補者の推薦について、意見を求めるものです。

○人権擁護委員候補者の推薦について

本案は、令和7年6月30日で任期満了となる釋美和子委員の後任候補者の推薦について、意見を求めるものです。

令和6年度港区一般会計補正予算（第8号）概要

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
2 総務費	37,703,695	△ 468,882	37,234,813	国庫支出金 △ 70,000 都支出金 124,819 その他 △ 5,422,333 計 △ 5,367,514	4,898,632	1 危機管理体制の強化に要する経費を計上 1,113 (1)安全安心施設対策基金利子積立金 (1,113) 2 安全で安心できるまちづくりの推進に要する経費の減 △ 9,649 (1)高輪地区生活安全活動推進事業 (△ 9,649) 3 コミュニティ活動に取り組む多様な主体への支援に要する経費を計上 1 (1)みなとパートナーズ基金利子積立金 (1) 4 多様な主体間の協働による文化芸術振興に要する経費を計上 239 (1)文化芸術振興基金利子積立金 (239) 5 文化芸術振興施策の推進に向けた基盤整備に要する経費の減 △ 70,000 (1)六本木アートナイト運営参画事業 (△ 70,000) 6 区有地・区有施設の総合的な管理運営の推進に要する経費の減 △ 15,513 (1)施設保全業務 (△ 8,008) (2)公共施設の総合的な管理の推進 (△ 7,505) 7 多様な暮らしを支える区政情報の発信に要する経費の減 △ 22,966 (1)広報みなと等の発行 (△ 5,513) (2)SNS情報発信事業 (△ 17,453) 8 便利な区民生活を実現する情報化の推進に要する経費の減及び更正 △ 1,685,708 (1)基幹系業務システム保守・運用 (△ 104,035) (2)行政情報システム標準化対応 (△ 894,626) (3)デジタル社会の実現に向けたDX推進 (△ 13,623) (4)庁内情報機器等管理運用 (△ 558,592) (5)GovTech東京利用経費 (△ 7,451) (6)公衆無線LANの整備 (△ 83,233) (7)AI・RPAによる業務効率化の推進 (△ 24,148) 9 効果的・効率的な行政経営の推進に要する経費の減及び更正 △ 2,598,692 (1)赤坂地区総合支所等改修 (△ 2,598,692) 10 地震などの自然災害の防災対策の充実に要する経費を計上 4,026,647 (1)港区業務継続計画（震災編）改定 (△ 5,145) (2)防災行政無線等維持管理 (△ 80,386) (3)水位・雨量観測システム等維持管理 (△ 7,128) (4)震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金積立金 (4,083,008) (5)震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金利子積立金 (36,298)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		補 正 額 の 説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
2 総 務 費 (つづき)						11 地域の防災力の向上に要する経費の減 Δ 5,336 (1)総合防災訓練 $(\Delta$ 5,336) 12 コミュニティ活動の場の提供に要する経費の減及び更正 Δ 69,673 (1)東麻布二丁目複合施設整備 $(\Delta$ 69,673) 13 基礎自治体として自主・自立した行財政運営の確立に要する経費の減 Δ 19,345 (1)特別区税賦課・徴収 $(\Delta$ 9,887) (2)区長選挙 $(\Delta$ 4,946) (3)都知事選挙 $(\Delta$ 4,512)
3 環境清掃費	7,531,656	Δ 52,956	7,478,700	その他 199	Δ 53,155	1 みどりの保全・創出と生物多様性の保全・再生に要する経費の減 Δ 4,609 (1)生物多様性推進事業 $(\Delta$ 4,609) 2 2050年ゼロカーボンシティ達成に向けた脱炭素化の推進に要する経費を計上 43 (1)地球温暖化等対策基金利子積立金 (43) 3 環境美化活動の推進に要する経費の減及び更正 Δ 24,554 (1)みなとタバコルール推進 $(\Delta$ 12,110) (2)麻布地区みなとタバコルール推進 $(\Delta$ 4,928) (3)麻布地区清潔なまちの実現に向けた活動推進事業 $(\Delta$ 7,516) 4 環境教育・環境保全活動の推進に要する経費の減 Δ 23,836 (1)みなと区民の森づくり $(\Delta$ 23,836)
4 民 生 費	70,500,870	Δ 693,301	69,807,569	国庫支出金 247,783 都支出金 272,767 その他 Δ 1,790,177 計 Δ 1,269,627	576,326	1 安心して暮らし続けるための地域福祉活動の推進に要する経費の計上及び更正 96,706 (1)福祉総合システム維持管理 $(\Delta$ 31,456) (2)国庫支出金等過年度分償還金 (128,162) 2 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実に要する経費の減及び更正 Δ 530,818 (1)高齢者福祉施設等整備基金利子積立金 (671) (2)養護老人ホーム等入所措置 $(\Delta$ 69,149) (3)高齢者配食サービス $(\Delta$ 5,078) (4)社会福祉法人等運営助成 $(\Delta$ 136,072) (5)高齢者補聴器購入費助成事業 $(\Delta$ 16,805) (6)南青山一丁目福祉施設整備 $(\Delta$ 144,113) (7)高齢者集合住宅維持管理 $(\Delta$ 113,423) (8)特別養護老人ホーム維持管理 $(\Delta$ 46,849) 3 心豊かで健康な生活への支援に要する経費の減及び更正 Δ 158,442 (1)寿商品券等贈呈 $(\Delta$ 5,720) (2)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（ハイリスクアプローチ） $(\Delta$ 9,450) (3)芝地区いきいきプラザ（3 館）管理運営 $(\Delta$ 29,468) (4)青山いきいきプラザ大規模改修 $(\Delta$ 4,404) (5)白金台いきいきプラザ等大規模改修 $(\Delta$ 109,400)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		補 正 額 の 説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
4 民 生 費 (つづき)						4 障害者が安全に安心して暮らせる環境の整備に要する経費を計上
						(1)障害者福祉推進基金利子積立金 272 (272)
						5 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実に要する経費の減及び更正
						(1)障害者グループホーム支援 △ 28,665 (20,259)
						(2)障害者(児)日中一時支援事業 (△ 8,406)
						6 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進に要する経費の計上及び更正
						(1)国庫支出金等過年度分償還金 152,429 (183,130)
						(2)子育て王国基金利子積立金 (1,362)
						(3)子ども・子育て支援事業計画策定 (△ 6,588)
						(4)学童クラブ児童見守りシステム (△ 10,369)
						(5)赤坂子ども中高生プラザ管理運営 (△ 15,106)
						7 子どもの権利擁護を重視した環境づくりに要する経費の計上及び更正
						(1)国庫支出金等過年度分償還金 6,033 (6,033)
						8 支援が必要な子どもと家庭を確実に支えるに要する経費の減及び更正
						(1)児童手当等事務 △ 544,091 (△ 16,012)
						(2)児童手当 (△ 501,045)
						(3)母子生活支援施設入所事業 (△ 15,550)
						(4)バースデーサポート事業 (△ 4,742)
						(5)ひとり親フードサポート事業 (△ 6,742)
						9 多様なニーズにあわせた保育サービスの拡充に要する経費を計上
						(1)保育施設整備支援事業 142,757 (△ 72,490)
						(2)地域型保育事業 (219,299)
						(3)麻布地区区立保育園(5園)管理運営 (△ 4,052)
						10 保育施設における保育の質の向上に要する経費の計上及び更正
						(1)保育士等宿舎借り上げ支援事業 480,741 (△ 111,833)
						(2)保育力向上支援事業 (△ 3,459)
						(3)医療的ケア児・障害児保育支援 (△ 29,233)
						(4)区内私立保育園委託 (595,779)
						(5)保育所広域入所事務 (29,487)
						11 子育て支援サービスの充実に要する経費の減及び更正
						(1)未就園児の定期的な預かり事業 △ 5,256 (△ 5,256)
						12 低所得者等の生活の支援及び自立施策の充実に要する経費の減
						(1)国庫支出金等過年度分償還金 △ 304,967 (44,209)
						(2)住民税非課税世帯等生活支援給付金 (△ 349,176)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		補 正 額 の 説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
5 衛 生 費	7,492,510	122,825	7,615,335	国庫支出金 △ 27,279	150,104	1 安心できる地域保健・地域医療体制の推進に要する経費の減 △ 19,364 (1)診療所等オンライン資格確認システム導入支援事業 (△ 11,417) (2)A E D配備・管理 (△ 7,947) 2 全世代にわたる健康増進と食育の推進に要する経費の減 △ 35,203 (1)健康管理システム維持管理 (1,969) (2)働き盛り世代の健康づくり強化支援事業 (△ 3,293) (3)お口の健康診査 (△ 5,304) (4)肺がん検診 (△ 13,932) (5)喉頭がん検診 (△ 14,643) 3 快適で安心できる生活環境の確保に要する経費を計上 363,368 (1)国庫支出金等過年度分償還金 (363,368) 4 感染症対策の強化・推進に要する経費の減 △ 185,976 (1)予防接種事業 (△ 185,976)
6 産業経済費	4,681,404	△ 36,348	4,645,056	都支出金 △ 5,164 その他 △ 2,134 計 △ 7,298	△ 29,050	1 産学官の連携を地域社会の発展につなげる効果的な産業の創出に要する経費の減 △ 10,000 (1)創業・スタートアップ支援事業 (△ 10,000) 2 魅力あふれる商店街の支援に要する経費の減 △ 26,348 (1)にぎわい商店街事業 (△ 26,348)
7 土 木 費	25,195,623	△ 2,975,435	22,220,188	国庫支出金 △ 2,321,581 都支出金 △ 111,165 その他 △ 774,894 計 △ 3,207,640	232,205	1 安全で安心に移動できる道路の整備に要する経費の減及び更正 △ 460,170 (1)道路台帳等管理 (△ 20,995) (2)芝地区道路清掃 (△ 3,341) (3)芝地区道路・側溝等維持管理 (△ 75,366) (4)麻布地区道路・側溝等維持管理 (△ 15,336) (5)赤坂地区道路・側溝等維持管理 (△ 15,164) (6)高輪地区道路・側溝等維持管理 (△ 16,600) (7)麻布地区歩道整備 (△ 36,778) (8)芝地区電線類地中化整備 (△ 4,115) (9)高輪地区電線類地中化整備 (△ 9,366) (10)芝浦港南地区電線類地中化整備 (△ 7,404) (11)芝地区橋りょう維持管理 (△ 43,546) (12)麻布地区橋りょう維持管理 (△ 4,144) (13)麻布地区橋りょうの整備 (△ 55,908) (14)都市計画道路整備 (△ 121,992) (15)高輪地区私道整備 (△ 30,115) 2 安全で快適に利用できる公共施設の整備に要する経費の減及び更正 △ 13,074 (1)芝地区公衆便所維持管理 (△ 7,780) (2)麻布地区公衆便所維持管理 (△ 5,294)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		補 正 額 の 説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
7 土 木 費 (つづき)						3 交通安全の確保に要する経費の減 (1)芝地区街路灯維持管理 (2)麻布地区街路灯維持管理 (3)赤坂地区街路灯維持管理 (4)赤坂地区交通安全施設維持管理 (5)芝地区自転車利用環境整備推進 (6)麻布地区自転車利用環境整備推進 (7)赤坂地区自転車利用環境整備推進 4 災害に強いまちづくりに要する経費の減 (1)麻布地区河川等維持管理 (2)建築物耐震改修等促進 (3)がけ・擁壁改修助成 5 都心機能を支え、人にやさしくにぎわいのある公園の整備 に要する経費の減及び更正 (1)芝地区公園整備 (2)都市計画公園整備 (3)麻布地区公園管理運営 (4)赤坂地区公園管理運営 (5)麻布地区快適な公園トイレの整備 (6)芝地区児童遊園管理運営 (7)芝地区快適な児童遊園トイレの整備 6 市街地再開発事業等諸制度の活用と支援に要する経費の減 及び更正 (1)浜松町二丁目地区市街地再開発事業支援 (2)連続立体交差事業 (3)虎ノ門一丁目東地区市街地再開発事業支援 7 快適な都心居住の実現に要する経費の計上及び更正 (1)定住促進基金積立金 (2)特定公共賃貸住宅維持管理 (3)区営住宅維持管理 (4)区立住宅維持管理
8 教 育 費	27,264,963	3,477,807	30,742,770	国庫支出金 △ 20,140 都支出金 △ 4,883 その他 △ 5,169,387 計 △ 5,194,410	8,672,217	1 安全・安心で魅力ある教育環境の整備に要する経費の計上 及び更正 (1)教育施設整備基金積立金 (2)学務課運営 (3)就学事務 (4)G I G Aスクール推進事業 (5)学校情報化推進事業 (6)教科用図書事務 (7)小学校施設改修 (8)小学校普通教室化改修 (9)小学校就学援助 (10)赤羽小学校等改築

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		補 正 額 の 説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
8 教 育 費 (つづき)						(11)御田小学校改築 (△ 36,758) (12)中学校用務運営 (△ 10,646) (13)中学校施設改修 (△ 12,452) (14)中学校普通教室化改修 (△ 9,449) (15)中学校就学援助 (△ 33,739) (16)幼稚園施設改修 (△ 82,921) 2 小学校入学前教育の充実に要する経費の減 △ 33,615 (1)私立幼稚園保育料等給付 (△ 33,615) 3 「徳」「知」「体」の育成に要する経費の減 △ 4,369 (1)進路支援事業 (△ 4,369) 4 特別支援教育の推進に要する経費の減 △ 13,996 (1)特別支援学級スクールカー送迎 (△ 4,000) (2)医療的ケア児の支援 (△ 9,996) 5 幼・小中一貫教育の推進に要する経費の減 △ 4,290 (1)小学校教職員等検診事業 (△ 4,290) 6 図書館サービスの推進に要する経費の減 △ 37,259 (1)絵本貸出定期便 (△ 18,180) (2)区立図書館管理運営 (△ 19,079) 7 スポーツを楽しむ場の確保と利用促進に要する経費の減 △ 13,380 (1)スポーツセンター管理運営 (△ 13,380)
10 諸 支 出 金	10,456,677	6,532,216	16,988,893	国庫支出金 39,484 都支出金 57,899 その他 106,475 計 203,858	6,328,358	1 財政調整基金利子積立金を計上 13,044 2 公共施設等整備基金積立金を計上 8,000,000 3 国民健康保険事業会計繰出金の減及び更正 △ 1,336,159 4 後期高齢者医療会計繰出金の減及び更正 △ 144,669
歳出合計	192,877,867	5,905,926	198,783,793	△ 14,869,711	20,775,637	

分担金及び負担金	△ 6,743
国庫支出金	△ 2,151,733
都支出金	334,273
財産収入	70,934
寄附金	482,756
繰入金	△ 14,518,073
諸収入	918,875
計	△ 14,869,711

特別区税	19,441,231
地方消費税交付金	1,076,951
地方特例交付金	28,211
繰越金	229,244
計	20,775,637

歳入（財源）の主な内訳 （単位：千円）

款	補正額	補 正 の 主 な 内 訳
特別区税	19,441,231	特別区民税19,152,228、特別区たばこ税289,003
地方消費税交付金	1,076,951	地方消費税交付金1,076,951
地方特例交付金	28,211	地方特例交付金28,211
分担金及び負担金	△ 6,743	老人福祉費△6,743
国庫支出金	△ 2,151,733	社会資本整備総合交付金△2,287,808、保育園費531,774、児童手当費△343,216、出産・子育て応援事業費158,697
都支出金	334,273	保育所等利用多子世帯負担軽減費594,889、地方創生臨時交付金△349,176、保育園費204,598
財産収入	70,934	基金利子53,043、地所賃貸料9,924
寄附金	482,756	指定寄附金478,856、一般寄附金3,900
繰入金	△ 14,518,073	財政調整基金繰入金△8,860,000、公共施設等整備基金繰入金△3,032,894、教育施設整備基金繰入金△2,523,958
繰越金	229,244	令和6年度の繰越金5,830,775 - 令和6年度既予算計上額（当初2,000,000 + 補正3,601,531）
諸収入	918,875	地方公共団体情報システム機構補助金収入656,594、子育て応援商品券発行経費返還金188,362
合 計	5,905,926	

2 繰越明許費補正

追 加		（単位：千円）	
款	項	事 業 名	金 額
5 衛 生 費	1 保健衛生費	健康管理システム維持管理	1,969

3 債務負担行為補正

追 加		（単位：千円）	
事 項	期 間	限度額	
南麻布一丁目都有地賃借	令和7年度～令和30年度	97,319	
青山生涯学習館等賃借	令和7年度～令和17年度	110,000	
青南小学校屋外運動場拡張部分賃借	令和7年度～令和17年度	28,556	

変 更 （単位：千円）

事 項	補正前		補正後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
芝浦橋塗替	令和7年度	94,633	令和7年度	136,633

議案第30号

令和6年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第2号）概要

1 歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	補正額の説明
1 総務費	1,010,836	△ 440,183	570,653	都支出金 4,713 その他 △ 444,896	1 国民健康保険料賦課 △ 6,560 2 国民健康保険料徴収 △ 6,056 3 国民健康保険事業運営 △ 427,567
2 保険給付費	14,430,116	△ 921,336	13,508,780	都支出金 △ 920,071 その他 △ 1,265	1 一般被保険者療養給付 △ 726,197 2 審査支払手数料 △ 4,048 3 一般被保険者高額療養費支給 △ 191,091
3 国民健康保険事業費納付金	10,915,682	△ 103,530	10,812,152	国民健康保険料 572,422 その他 △ 675,952	1 一般被保険者医療給付費分納付金 △ 97,518 2 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金 △ 6,012
5 諸支出金	77,525	207,828	285,353	その他 207,828	1 保険給付費等交付金償還金 207,655 2 その他償還金 173
歳出合計	26,692,421	△ 1,257,221	25,435,200	△ 1,257,221	

国民健康保険料	572,422
国庫支出金	47,307
都支出金	△ 915,358
繰入金	△ 1,336,159
繰越金	374,567
計	△ 1,257,221

議案第31号

令和6年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第1号）概要

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	補正額の説明
1 総務費	272,136	△ 12,879	259,257	その他 △ 12,879	1 後期高齢者医療保険料収納 △ 12,879
2 広域連合負担金	6,507,678	278,370	6,786,048	後期高齢者医療保険料 309,618 その他 △ 31,248	1 東京都後期高齢者医療広域連合負担金 278,370
歳出合計	7,037,709	265,491	7,303,200	265,491	

後期高齢者医療保険料	309,618
繰入金	△ 144,669
繰越金	100,542
計	265,491

令和7年度当初予算案の概要

別表2

予算の全体像

予算の全体額

令和7年度の一般会計予算は、2,043億2,000万円で、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療会計、介護保険会計の3つの特別会計を合わせた全体の予算総額は、2,560億2,980万円で。

区 分	令和7年度		令和6年度		対前年度比較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
一般会計	2,043億2,000万円	79.8%	1,845億9,000万円	77.9%	197億3,000万円	10.7%
国民健康保険事業会計	252億3,234万2千円	9.9%	266億7,060万7千円	11.3%	△14億3,826万5千円	△5.4%
後期高齢者医療会計	72億2,275万4千円	2.8%	70億3,770万9千円	3.0%	1億8,504万5千円	2.6%
介護保険会計	192億5,470万4千円	7.5%	185億3,107万円	7.8%	7億2,363万4千円	3.9%
合 計	2,560億2,980万円	100.0%	2,368億2,938万6千円	100.0%	192億41万4千円	8.1%

歳出予算の目的別内訳（一般会計）

科 目	令和7年度	
	当初予算額	構成比
議会費	7億145万3千円	0.3%
総務費	371億6,074万5千円	18.2%
環境清掃費	80億6,870万9千円	3.9%
民生費	782億7,003万3千円	38.3%
衛生費	92億7,672万1千円	4.5%
産業経済費	45億4,291万6千円	2.2%
土木費	295億2,588万1千円	14.5%
教育費	265億3,625万7千円	13.0%
公債費	283万1千円	0.0%
諸支出金	92億3,445万4千円	4.5%
予備費	10億円	0.5%
合 計	2,043億2,000万円	100.0%

歳出予算の性質別内訳（一般会計）

区 分	令和7年度	
	当初予算額	構成比
業務的経費	人件費	233億234万5千円 11.4%
	扶助費	389億3,161万5千円 19.1%
	公債費	283万1千円 0.0%
	小 計	622億3,679万1千円 30.5%
投資的経費	投資的経費	428億9,068万7千円 21.0%
	うち単独事業費	316億2,865万4千円 15.5%
その他経費		991億9,252万2千円 48.5%
合 計		2,043億2,000万円 100.0%

※ 計数については、原則として表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしていないため、合計など一致しない場合があります。

令和7年度予算における重点施策と主な取組

※ 括弧内の頁数は、本編の頁数を記載しています。

1 子どもたちが健やかに成長できる、しあわせな都市を実現する施策（16頁）

182億4,350万円

（1）安心して子どもを産み育てられる、子育て支援が行き届いたまちを実現する取組		（2）配慮を必要とする子どもと家庭を支え、子どもや若者が希望を持って生きられるまちを実現する取組	
新規	ブレコンセプションケア推進強化事業（17頁） ブレコンセプションケアのセミナーを実施するほか、卵子凍結費用を助成します。	母子生活支援施設管理運営（22頁） 母子生活支援施設を活用した特定妊婦の支援を開始します。	特別支援教育の推進（24頁） 学校生活に困難さをもつ児童・生徒を支援するスペシャルニーズアシスタントを配置します。
	学童クラブ等利用児童へのおやつは無償提供（18頁） 学童クラブ等利用児童に対して、おやつを無償提供します。	学用品無償化事業（25頁） 区立小・中学校の補助教材及び学習材料に要する経費を無償化します。	学用品無償化事業（25頁） 学用品無償化事業（25頁）
（3）子どもたちの多様な可能性を育む、魅力ある学びの支援が充実するまちを実現する取組		（3）子どもたちの多様な可能性を育む、魅力ある学びの支援が充実するまちを実現する取組	
レベラアップ	ベビーシッター利用支援事業（20頁） 一時預かりの不足に対応するよう、マッチング型ベビーシッターの利用に係る費用の一部を補助します。	食育の推進（小・中学校）（29頁） 全区立小・中学校においてオーガニックデイ給食を提供します。	エデュケーション・アシスタントの配置拡充（29頁） モーニングスクールの試行実施を行うことができるよう、エデュケーション・アシスタントの配置を拡充します。
		エデュケーション・アシスタントの配置拡充（29頁） モーニングスクールの試行実施を行うことができるよう、エデュケーション・アシスタントの配置を拡充します。	G I G Aスクール推進事業（30頁） 全区立小・中学校へのGoogle for Educationの導入及びICT支援員の拡充を実施します。

2 誰もが自分らしく、心身ともに元気に生活できる都市を実現する施策（31頁）

78億5,389万円

（1）年齢、障害の有無、国籍などの多様性が尊重され、孤立しない、誰もが自分らしくいられる居場所のあるまちを実現する取組		（2）高齢者や障害者が必要な支援を必要ときに受けられ、年齢を重ねても不安なく生活できるまちを実現する取組		（3）元気な体づくりを支援する、健康寿命の長いまちを実現する取組	
新規	いきいきプラザ等機能強化検討委員会運営（31頁） いきいきプラザ等の機能強化について検討します。	地域で育む日本語学習支援プロジェクト（32頁） 子ども向け日本語教室を開講するとともに、基礎的な日本語交流講座を新たに開設します。	エンディングプラン登録事業（34頁） 病氣等で意思表示ができなくなったときに備えて、終活に係る登録情報を、医療機関等へ開示できる制度を開始します。	予防接種事業（41頁） おたふくかぜワクチンの任意予防接種費用を助成するとともに、帯状疱疹ワクチンの定期予防接種の開始及び任意予防接種の対象者拡充を行います。	区民健康診査（41頁） 区民健康診査の対象者に16歳から29歳までの区民を加えます。
	高校生世代の居場所づくり（31頁） ひとりで安心して過ごせる居場所の提供に向けて準備を進めます。	障害者就労支援（33頁） 精神障害・発達障害に特化した支援員を新たに配置するなど障害者就労支援センターの機能を強化します。	医療的ケア児・者支援事業（35頁） 医療的ケア児等コーディネーターを活用して相談支援体制を強化するとともに、支援を行う事業所に対する補助を開始します。		
臨時継続			特定相談支援事業所等運営支援（40頁） 相談支援専門員の賃金改善や採用等に対する補助を実施します。		

3 区民が安心して、いつまでも暮らし続けられる都市を実現する施策（42頁）

66億558万円

（1）災害への備えが万全で、地域の防災力・防犯力が高い、安心して暮らせるまちを実現する取組		（2）安全で快適な生活環境が整い、いつまでも住み続けられるまちを実現する取組		（3）先端技術を活用して省エネルギー化を推進するとともに、緑を守り、増やし、脱炭素化が加速するクリーンなまちを実現する取組	
新規	災害時要支援者避難体制整備推進事業（42頁） 福祉避難所の運営等の検討や災害時要支援者登録事業の促進など、実効性ある体制となるよう再構築を進めます。	動物相談・指導（45頁） 「動物政策監」を配置するとともに、飼養継続困難となったペットの保護・譲渡を支援する取組を開始します。	マンション管理・建替支援（45頁） マンションの宅配ボックスの設置に係る費用を助成します。	先端技術を活用した区有施設の省エネルギー化（46頁） A Iを活用した空調最適化サービスを導入します。	芝地区清潔なまちの実現に向けた活動推進事業（46頁） 早朝清掃の回数を増やすとともに、落書き防止対策として壁へのコーティング塗装を実施します。
	区民避難所におけるペットの受入れ体制整備（42頁） 避難所運営者及び避難者がペットの受入れ体制を整えるためのスターターキットを導入します。	景観形成推進（45頁） 文化財の学識経験者を含めた景観審議会において、歴史的価値のある建造物等を守る仕組みづくりの検討を進めます。	居住促進支援（46頁） 住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅入居支援の対象を高年齢者世帯に加え、障害者、生活保護受給者、ひとり親世帯に拡大します。		
レベラアップ	共同住宅の震災対策（43頁） マニュアルの作成やマニュアルに基づいた訓練を支援します。	建築物耐震改修促進（44頁） 新耐震基準の分譲マンションに係る構造計算調査費用を助成します。		生物多様性推進事業（46頁） 身近に見かけた生きものを投稿できるアプリを導入します。	

4 地域に活気があり、にぎわいが広がる都市を実現する施策（47頁）

88億673万円

（1）街をアートで彩り、国際性、歴史、スポーツなどにより、地域が活性化するまちを実現する取組		（2）集積する企業や人々を惹き付ける地域資源など、区のポテンシャルを最大限活用した、産業と観光が発展するまちを実現する取組		（3）変化する時代に適応した、便利で質の高い区役所サービスを提供するまちを実現する取組	
新規	MINATOまるごと留学事業（47頁） 外国人住民宅でのホームステイなど、区内にしながら外国の文化にふれられる事業を開始します。	学校プール開放事業（50頁） 芝浜小学校の屋内プールを開放します。	水辺観光推進事業（53頁） 水辺観光資源を活用し、舟運の充実等に取り組みます。	臨時継続	公衆無線LANの整備（54頁） 区立公園・児童遊園に公衆無線LANやデジタルサイネージを搭載したスマートボールを新設します。
	文化財の指定・登録等事業（51頁） 文化財保護奨励金を増額するとともに、積極活用奨励金を創設します。	文化財の指定・登録等事業（51頁） 文化財保護奨励金を増額するとともに、積極活用奨励金を創設します。	区内共通商品券発行支援（52頁） 港区商店街連合会がアプリを活用して導入する地域通貨の経費を補助します。		デジタル社会の実現に向けたDX推進（55頁） 電子申請の結果をオンラインで受け取れるサービスを導入します。

令和7年度当初予算 新規・臨時・レベルアップ事業

区 分	新規	臨時(新規)	臨時(継続)	レベルアップ	合 計
Ⅲ章掲載事業数	21	13	36	93	163
全事業数	21	38	64	98	221

※予算額は表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしていないため、合計額が一致しない場合があります。
※本編Ⅲ章（15頁～）に掲載されている事業を一覧にしています。
全事業については、本編Ⅳ章2（61頁～）を参照してください。
※複数の事業をまとめて掲載しているものがあるため、各重点施策の事業数と一致しない場合があります。

1	子どもたちが健やかに成長できる、しあわせな都市を実現する施策	50事業	182億 4,350万円
(1)	安心して子どもを産み育てられる、子育て支援が行き届いたまちを実現します。	20事業	45億 8,701万円
	ファミリー・アテンド事業（伴走型支援）	【新規】	1,677万円
	ファミリー・アテンド事業（見守り訪問）	【新規】	2億 2,139万円
	プレコンセプトンケア推進強化事業	【新規】	1,145万円
	各地区すくわくプログラム推進事業（区立保育園分）	【臨時(継続)】	3,300万円
	あっぱい高輪等整備	【臨時(継続)】	1億 7,590万円
	保育施設整備支援事業	【臨時(継続)】	5億 6,626万円
	未就園児の定期的な預かり事業	【臨時(継続)】	5,680万円
	ひとり親フードサポート事業	【臨時(継続)】	1億 5,583万円
	すくわくプログラム推進事業（私立認可保育所等分）	【臨時(継続)】	1億 50万円
	学童クラブ等利用児童へのおやつは無償提供	【レベルアップ】	8,580万円
	高輪地区学童クラブ（港区学童クラブ）	【レベルアップ】	3億 3,667万円
	保育力向上支援事業	【レベルアップ】	6,529万円
	バースデーサポート事業	【レベルアップ】	1億 7,157万円
	子どもの孤食解消と保護者支援推進事業	【レベルアップ】	1,596万円
	保育士等宿舍借り上げ支援事業	【レベルアップ】	12億 1,443万円
	みなと子育て応援ブラザ事業	【レベルアップ】	1億 5,686万円
	産前産後家事・育児支援事業	【レベルアップ】	2億 9,642万円
	ベビーシッター利用支援事業	【レベルアップ】	4億 6,333万円
	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	【レベルアップ】	1億 1,261万円
	産後母子ケア事業	【レベルアップ】	3億 3,020万円
(2)	配慮を必要とする子どもと家庭を支え、子どもや若者が希望を持って生きられるまちを実現します。	11事業	87億 7,137万円
	医療的ケア児保育支援事業	【新規】	540万円
	里親支援センター整備	【新規】	3,148万円
	子ども家庭総合支援センター開設5年目記念事業	【臨時(新規)】	228万円
	区内私立保育園委託	【レベルアップ】	78億 9,221万円
	ヤングケアラー支援事業	【レベルアップ】	2,729万円
	離婚前後の親支援事業	【レベルアップ】	153万円
	母子生活支援施設管理運営	【レベルアップ】	1億 706万円
	私立幼稚園教育環境の充実	【レベルアップ】	1,182万円
	心の教育相談・不登校対策事業	【レベルアップ】	1億 424万円
	特別支援教育の推進	【レベルアップ】	5億 7,445万円
	小学校特別支援学級運営	【レベルアップ】	1,361万円
(3)	子どもたちの多様な可能性を育む、魅力ある学びの支援が充実するまちを実現します。	19事業	48億 8,512万円
	学用品無償化事業	【新規】	2億 7,430万円
	中高一貫校検討委員会	【臨時(新規)】	47万円
	学校提案事業	【臨時(継続)】	1,472万円
	小学校普通教室化改修	【臨時(継続)】	1億 2,597万円
	御田小学校仮校舎移転交通費補助	【臨時(継続)】	608万円
	赤羽小学校等改築	【臨時(継続)】	4億 7,050万円
	御田小学校改築	【臨時(継続)】	5億 9,483万円
	中学校普通教室化改修	【臨時(継続)】	6,576万円

2	誰もが自分らしく、心身ともに元気に生活できる都市を実現する施策	49事業	78億 5,389万円
(1)	年齢・障害の有無、国籍などの多様性が尊重され、孤立しない、誰もが自分らしくいられる居場所のあるまちを実現します。	14事業	21億 1,421万円
	いきいきブラザ等機能強化検討委員会運営	【新規】	470万円
	重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業	【新規】	654万円
	放課後等デイサービス送迎支援事業	【新規】	2,145万円
	高校生世代の居場所づくり	【臨時(継続)】	1億 3,678万円
	外国人住民のための防災対策	【レベルアップ】	868万円
	地域で育む日本語学習支援プロジェクト	【レベルアップ】	4,002万円
	大使館等との連携による国際交流	【レベルアップ】	2,055万円
	心のバリアフリー推進	【レベルアップ】	544万円
	重症心身障害児（者）通所事業	【レベルアップ】	7,121万円
	障害者（児）日中一時支援事業	【レベルアップ】	2,404万円
	障害者就労支援	【レベルアップ】	8,693万円
	障害保健福祉センター管理運営	【レベルアップ】	11億 3,353万円
	児童発達支援センター管理運営	【レベルアップ】	5億 819万円
	ひきこもり支援事業	【レベルアップ】	4,615万円
(2)	高齢者や障害者が必要な支援を必要ときに受けられ、年齢を重ねても不安なく生活できるまちを実現します。	31事業	19億 3,850万円
	介護魅力発信事業	【新規】	468万円
	エンディングプラン登録事業	【新規】	981万円
	障害福祉サービス等事業所従業者永年勤続表彰事業	【新規】	58万円
	就労系サービス事業所運営支援	【新規】	1,227万円
	医療的ケア児・者支援事業	【新規】	1,058万円
	カナルサイド高浜（小規模多機能型居宅介護施設）開設準備	【臨時(新規)】	1,005万円
	赤羽幼稚園等（小規模多機能型居宅介護施設）開設準備	【臨時(新規)】	65万円
	障害者グループホーム高浜開設準備	【臨時(新規)】	3,607万円
	南青山一丁目福祉施設整備	【臨時(継続)】	2億 1,198万円
	（仮称）障害者グループホーム南麻布等整備	【臨時(継続)】	3,387万円
	ケアプランデータ連携システム導入支援事業	【臨時(継続)】	164万円
	港区重層的支援体制整備事業	【レベルアップ】	3,313万円
	民生委員・児童委員活動推進	【レベルアップ】	3,746万円
	成年後見制度利用促進事業	【レベルアップ】	5,175万円
	高齢者はり・マッサージサービス事業	【レベルアップ】	663万円
	社会福祉法人等運営助成	【レベルアップ】	3億 2,790万円

	高齢者デジタルバйд解消事業	【レベルアップ】	5,200万円
	高齢者熱中症等対策事業	【レベルアップ】	838万円
	高齢者補聴器購入費助成事業	【レベルアップ】	6,047万円
	介護サービス事業者振興事業	【レベルアップ】	1,717万円
	介護ロボット等導入支援事業	【レベルアップ】	1億 696万円
	障害者施設等運営支援	【レベルアップ】	8,565万円
	移動支援事業	【レベルアップ】	5億 6,024万円
	重度身体障害者（児）居宅生活支援事業	【レベルアップ】	1,640万円
	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト等事業	【レベルアップ】	1,696万円
	心身障害者（児）福祉キャプ及び緊急移送サービス運行	【レベルアップ】	1,597万円
	障害者グループホーム支援	【レベルアップ】	8,758万円
	発達支援センター事業	【レベルアップ】	100万円
	特定相談支援事業所等運営支援	【レベルアップ】	3,326万円
	障害児通所支援事業所運営支援	【レベルアップ】	7,581万円
	障害に配慮した広報	【レベルアップ】	1,161万円
(3)	元氣な体づくりを支援する、健康寿命の長いまちを実現します。	4事業	38億 118万円
	原油価格高騰等に伴う公衆浴場緊急経営助成	【臨時(継続)】	117万円
	予防接種事業	【レベルアップ】	37億 2,106万円
	がん患者等外見ケア用品購入費等助成	【レベルアップ】	2,025万円
	区民健康診査	【レベルアップ】	5,870万円
3	区民が安心して、いつまでも暮らし続けられる都市を実現する施策	22事業	66億 558万円
(1)	災害への備えが万全で、地域の防災力・防犯力が高い、安心して暮らせるまちを実現します。	11事業	19億 9,133万円
	災害時における衛星通信環境の整備	【新規】	7,332万円
	災害対策住宅借上げ	【新規】	5,435万円
	災害時要支援者避難体制整備推進事業	【新規】	714万円
	区民避難所におけるベットの受入れ体制整備	【臨時(新規)】	242万円
	災害対策本部のデジタル化	【臨時(継続)】	7,139万円
	移動系無線更新	【臨時(継続)】	2億 350万円
	客引き防止プロジェクト	【レベルアップ】	3億 1,800万円
	共同住宅の震災対策	【レベルアップ】	4,354万円
	備蓄物資整備	【レベルアップ】	2億 7,796万円
	障害者福祉避難所運営事業	【レベルアップ】	880万円
	建築物耐震改修等促進	【レベルアップ】	9億 3,090万円
(2)	安全で快適な生活環境が整い、いつまでも住み続けられるまちを実現します。	8事業	45億 4,021万円
	麻布地区小規模ドッグランの整備	【臨時(継続)】	514万円
	カナルサイド高浜建替	【臨時(継続)】	44億 7,408万円
	（仮称）赤羽橋駅自転車駐車場整備	【臨時(継続)】	465万円
	熱中症対策の推進	【レベルアップ】	554万円
	動物相談・指導	【レベルアップ】	352万円
	景観形成推進	【レベルアップ】	1,368万円
	マンション管理・建替支援	【レベルアップ】	2,801万円
	居住促進支援	【レベルアップ】	559万円
(3)	先端技術を活用して省エネルギー化を推進するとともに、緑を守り、増やし、脱炭素化が加速するクリーンなまちを実現します。	3事業	7,405万円
	先端技術を活用した区有施設の省エネルギー化	【新規】	2,044万円
	芝地区清潔なまちの実現に向けた活動推進事業	【レベルアップ】	1,835万円
	生物多様性推進事業	【レベルアップ】	3,527万円

4	地域に活気があり、にぎわいが広がる都市を実現する施策	42事業	88億 673万円
(1)	街をアートで彩り、国際性、歴史、スポーツなどにより、地域が活性化するまちを実現します。	19事業	21億 9,364万円
	M I N A T Oまるごと留学事業	【新規】	550万円
	M I N A T O×アート事業	【新規】	2,732万円
	広域イベント開催影響調査	【臨時(新規)】	990万円
	ベイエリアの活性化や水辺の観光政策の強化に向けた実態調査	【臨時(新規)】	1,214万円
	スポーツ活動支援補助金	【臨時(新規)】	500万円
	元麻布三丁目複合施設整備	【臨時(新規)】	1億 7,078万円
	みなと芸術センター整備	【臨時(継続)】	3億 3,623万円
	港区平和都市宣言40周年事業	【臨時(継続)】	2,568万円
	2025東京開催世界陸上及びデフリンピック気運醸成事業	【臨時(継続)】	1,272万円
	運動・スポーツ需要調査	【臨時(継続)】	787万円
	芝浦港南地区みずまちプロデュース事業	【レベルアップ】	1,275万円
	町会等活動支援	【レベルアップ】	1,444万円
	外国都市との国際友好都市交流事業	【レベルアップ】	334万円
	M I N A T Oまちなかコンサート	【レベルアップ】	1,325万円
	チャレンジコミュニティ大学	【レベルアップ】	2,856万円
	運河の魅力向上事業	【レベルアップ】	9,112万円
	学校プール開放事業	【レベルアップ】	1億 2,768万円
	文化財の指定・登録等事業	【レベルアップ】	1,798万円
	区立図書館管理運営	【レベルアップ】	12億 7,140万円
(2)	集積する企業や人々を惹き付ける地域資源など、区のポテンシャルを最大限活用した、産業と観光が発展するまちを実現します。	8事業	29億 1,519万円
	ふるさと納税シティプロモーション活用事業	【新規】	3,617万円
	区内共通商品券発行支援	【臨時(継続)】	10億 3,677万円
	デザインマンホール蓋の製作・活用事業	【臨時(継続)】	1,921万円
	中小企業人材確保支援事業	【レベルアップ】	1億 7,236万円
	融資事業	【レベルアップ】	13億 1,663万円
	にぎわい商店街事業	【レベルアップ】	2億 8,174万円
	港区観光協会補助金	【レベルアップ】	4,848万円
	水辺観光推進事業	【レベルアップ】	383万円
(3)	変化する時代に適応した、便利で質の高い区役所サービスを提供するまちを実現します。	15事業	36億 9,790万円
	戸籍振り仮名法対応	【臨時(新規)】	1億 7,597万円
	M I N A T Oビジョン策定	【臨時(新規)】	4,918万円
	通話音声分析・モニタリングシステム導入	【臨時(新規)】	1,337万円
	東麻布二丁目複合施設整備	【臨時(継続)】	1億 3,395万円
	定額減税補足給付金	【臨時(継続)】	3億 8,797万円
	公衆無線L A Nの整備	【臨時(継続)】	10億 4,210万円
	新技術の活用に向けた体制の充実	【臨時(継続)】	6,146万円
	みなと新技術チャレンジ提案制度	【臨時(継続)】	1,500万円
	行政情報システム標準化対応	【臨時(継続)】	11億 4,598万円
	港区業務継続計画（震災編）改定	【臨時(継続)】	787万円
	証明書自動交付事務	【レベルアップ】	9,776万円
	個人番号カード交付事務	【レベルアップ】	2億 8,396万円
	港区納税案内センター運営	【レベルアップ】	5,610万円
	広報みなと等の発行	【レベルアップ】	1億 583万円
	デジタル社会の実現に向けたD X推進	【レベルアップ】	1億 2,144万円